

新潟県条例第60号

新潟県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、新潟県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

第2条 協議会は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の関係者をもって構成する。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、新潟県教育委員会事務局において行う。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、新潟県教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。